

ミュンヘン日本語補習授業校へ通学する子供達の為に、その運営を遂行するには、会員父母の共通理解と認識並びに積極的な参加と協力が不可欠です。以下の点を、ご家庭でお子さんとも話し合い、確認して下さい。また、他家族や保護者の代理でお子さんを送迎する方々にも遵守するようご説明下さい。

保護者の参加と責任

1. 保護者の参加

基本理念に基づいて補習校運営を円滑に行うため保護者の協力が必要です。運営委員は会員から選出されます。それ以外の全会員もその技能や可能性に応じていずれかの部（支援部／図書部／行事部／学年委員会）に所属し、補習校運営に関わる様々な活動を支えます。

2. 家庭学習

補習校は年間約35回の授業日で、各学年に最低限必要な国語・算数・社会などを学びます。その為には予習・復習の家庭学習、親子での宿題への取り組み、また日常の日本語環境を整えることが必要不可欠です。まずは家庭学習があつての補習授業校であることを認識してください。

3. 損害賠償保険

幼稚園児・児童・生徒が対人、対物に損害賠償責任を負う行為を行った場合、ドイツでは法律的に保護者がその責任を問われます。こうした場合に備えて、家庭賠償責任保険（Familienhaftpflichtversicherung）に加入するようお願いいたします。

校舎の使用に関して

1. 本校はクレンツェ校（前校舎）、マチルデ・エラー校（後ろ校舎）、場合によってはミュンヘン日本人国際学校校舎を借用しています。これらの施設の備品、子供達の作品には絶対に手を触れないよう、お子さんやご家族と約束して下さい。そのような行為を目撃した場合は、ご自分のお子さん以外でも注意して下さい。

破損が発生した場合は、事務局、担任あるいは運営委員会にすみやかにご連絡下さい。修理・弁償の責任は当事者の保護者にあります。謝罪が必要な場合は当事者であるお子さんとその保護者に学校当局等にご自身で出向いていただきます。

再三の注意にもかかわらず、お子さんが補習校運営の妨げになるような行為を行った場合、補習校への通学をお断りする事もあります。（対人・対物の傷害・損傷については「保護者の参加と責任」の項3を参照）

2. ゴミの処理

清掃会社による清掃が授業後直ちに行なわれるとは限りませんので、特に残飯類、オムツ等は必ずお持ち帰り下さい。

上記1,2に該当する件が頻繁に発生した場合、校舎が借用できなくなりますので遵守願います。

3. 朝の見守り当番／教室当番

本校の講師が子供達と一緒に時間を過ごすのは9時30分からです。幼稚部・小学部は保護者による朝の見守り当番を設置し、幼児・児童だけで教室に残らないよう対策を講じて下さい。

4. クレンツェ校教室内の上履き使用

クレンツェ校（前校舎）教室内は上履き使用となります。（現地校においても全教室土足厳禁）

幼稚園児・児童・生徒

・教室は土足禁止。廊下・階段・トイレは外履き。

- ・上履き（底をきれいにした運動靴でも可能）と外履きが入る袋（ビニールなど、濡れたり汚れたりしてもよいもの）をご持参ください。（上履きと袋には記名）
- ・教室前で上履きに履き替え、外履きを袋に入れて教室に入ってください。
（上履きを忘れた場合は外履きを脱いで入室）
- ・外履きを入れた袋の置き場所に関しては、担任講師の指示に従ってください。
（安全対策上、廊下には置かないで下さい）
- ・クロークは混乱を避けるため、原則使用禁止となっています。

保護者・講師（感染症対策中は各種当番保護者のみ入校が可能です）

- ・靴底の汚れには注意を払ってください。靴底が汚れていない場合は、現地校同様原則外履きのままで構いません。
- ・雨や雪の日など靴底が濡れている場合は、靴の汚れを落として入室、靴を脱いで入室など、柔軟に対応してください。（教室当番の方は室内履きを用意された方がよい）

※マチルデ・エラー校（後ろ校舎）

- ・現地校でも土足禁止ではないため、上履きを用意する必要はありませんが、雨や雪の日、休憩時間を屋外で過ごした後などは靴底の汚れに注意し対処して下さい。

校内生活に関して

1. 遅刻

授業の妨げになりますので遅れないよう登校させて下さい。

2. 欠席・早退・遅刻の連絡

欠席・早退・遅刻が予め分かっている場合も、突然の場合も、できるだけ早く届け出て下さい。

届け出は、前の週に既に分かっている場合は、宿題ファイルにメモを入れるか、担任へ直接連絡する。

週の途中で決まった場合は、学年委員へ連絡。学年委員から担任へ伝言する。

当日急に決まった場合は、事務局へ電話にてお知らせ下さい。

本校は少ない授業数で年間カリキュラムを消化しています。欠席は児童生徒の学習意欲の低下にも繋がります。できるだけ出席できるようご配慮下さい。欠席日数が三分の一を超えた場合は進級を認められない場合もあります。

3. 登校後の出入り

登校後、幼児・児童・生徒は校舎を出てはいけません。特別な場合は担任の許可を取って下さい。校舎を出て事故に遭った場合、補習校は責任を負いません。

早退時の対応は下記の通りとします。

- ・小4までは保護者同伴：保護者以外が同伴する場合には委任状が必要。緊急で事務局に電話連絡があった場合は、事務員がメモ作成して玄関当番へ渡します。

- ・小5以上の同伴無し：早退の場合は保護者の早退届が必要（書式は保護者に任せるが、生徒の名前、保護者サイン、時間を記入する）早退届は玄関当番のためのものなので、玄関当番に直接渡す。緊急で事務局へ電話があった場合は、事務員がメモを作成して玄関当番へ渡します。

4. 非常口

非常口は出入り口ではありません。通常時に非常口を使って非常ベルが作動し何らかの補償が発生した場合は、当該児童・生徒の保護者に負担をお願いします。非常口を一旦開けると閉まらなくなりますので、非常時以外は絶対に開けないで下さい。

5. ゲーム機などの持ち込み

携帯電話、ゲーム機、iPod、おもちゃ等、授業に必要なものは登校後から下校時間まで（9：30～13:45）使用を禁止します。たび重なる注意にも関わらず、それらの使用が認められた場合は補習校側への一時預かりとなりますので、後で保護者が受け取りにきて下さい。

6. クラス内・補習校内で問題行動があった場合の対応について

授業中や休憩時間など、補習校内あるいはインターネット上において、いじめ（心理的または物理的な影響を与える行為で、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるもの）や暴力、授業妨害、器物損壊などの問題行動があった場合、聞き取り調査を行なった上で、必要に応じて面談や話し合いなどの対処をいたします。問題行動があったと感じた場合にはすぐに報告・相談して下さい。その際、担任講師、クラス保護者、他クラスの保護者、運営委員会、校長、誰でも構いません。担任講師、運営委員会、校長で可能なかぎり迅速に対応していきます。

補習校で集団生活を送る上での基本的なルール・マナーは、保護者の責任でお子さんに守らせるようにしてください。他の子供達の学習の妨げになる行為が度々見られるお子さんにつきましては、担任・校長と協議の上、保護者に授業の見守りや廊下待機をお願いすることがあります。少ない授業数で日本の年間カリキュラムをこなす本補習校のシステム上、再三の注意にも関わらず授業妨害が続く場合は、通学をお断りすることもあります。

手続き/届出

1. 退会の届出

退会は速やかに書面で届け出て下さい。これに伴う会費の返還等については、「補習校要覧」を参照して下さい。

2. 証明書の発行

在籍証明書等が必要な場合は事務局へ書面でお申し込み下さい。但し、欠席日数によっては、発行できない場合があります。

3. 住所・緊急連絡先

住所・緊急連絡先を変更した場合は、速やかに事務局へ届け出て下さい。

幼稚園児・児童生徒の安全確保のために

1. 感染症

感染の恐れのある病気（インフルエンザ、溶連菌感染症（Scharlach）、EHEC等）に感染した場合、またはシラミが発生した場合は、医師の「治癒証明書（Attest）」が出るまで出席停止です。「出席停止」の場合は、欠席扱いとなりませんのでご家庭でゆっくり休養させてください。現地校が、新型インフルエンザや学校伝染病等で学校閉鎖となった場合は、速やかに事務局または担任講師へ連絡の上、補習校にも登校しないでください。

2. 緊急の連絡（校内での病気、怪我など）

授業時間内の急病、また怪我や事故が発生した場合は、保護者と連絡を取ります。届け出ている電話番号のいずれかに必ず連絡がつくようにして下さい。連絡がつかない場合でも急を要すると判断した時には、児童・生徒の救命を優先しますので、補習校から救急病院へ搬送する事もあります。その場合は当該児童・生徒の健康保険を適用しますので、ご了承下さい。連絡がつかず問題が発生した場合の責任を補習校では負いません。

3. 安全対策：会員証の表示

入会時に配布される会員証は氏名を明記し、補習校のストラップを使用。

補習校内にいるときは、首から下げ一目で会員であることがわかるようにして下さい。

会員証・ストラップを忘れた場合は、事務局にて貸出リストに記名して借用、下校時に返却して下さい。

4. 車での登下校

補習校校舎前の駐停車は他の車両に迷惑をかけるだけでなく、横断する人に危険が及びますので、ご遠慮下さい。事故、その他問題が起きた場合は個人の責任となります。

5. ベビーカー、バギー、キックボード等

ベビーカー、バギー、キックボード等は、前棟・後棟共に指定の場所に置いてください。消防署の指示により、前棟は入り口ホール左手階段の裏、後棟は入り口ホール奥と決められています。

火災等で避難が必要になった際に、これらのものが障害となり被害が出た場合は、その所有者に賠償をお願いする場合があります。